

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正案 (R7.2.1 改正)	改正前
<p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～11 略</p> <p>1.2 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>受注者は保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>1.3 契約条件</p> <p>(1) この入札に係る工事の契約条件は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）に定めるところによる。</p> <p>(2) この入札が総合評価落札方式による場合には、加点評価を行った評価項目に係る内容の履行を担保するため、当該加点評価を行った評価項目の内容を、別記1により契約書に特記事項として記載する。</p> <p>(3) この入札が低入札調査価格制度の適用がある場合で、この入札に係る工事の請負金額が調査基準価格に満たないときは、低入札工事における監督強化の試行実施要領の適用がある。</p> <p>(4) <u>工事請負契約書は書面契約に代えて、電磁的方法によって契約書を作成および締結することができる。</u></p> <p>1.4～1.6 略</p>	<p style="text-align: center;">一般競争入札公告共通事項</p> <p>1～11 略</p> <p>1.2 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 新設</p> <p>1.3 契約条件</p> <p>(1) この入札に係る工事の契約条件は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）に定めるところによる。</p> <p>(2) この入札が総合評価落札方式による場合には、加点評価を行った評価項目に係る内容の履行を担保するため、当該加点評価を行った評価項目の内容を、別記1により契約書に特記事項として記載する。</p> <p>(3) この入札が低入札調査価格制度の適用がある場合で、この入札に係る工事の請負金額が調査基準価格に満たないときは、低入札工事における監督強化の試行実施要領の適用がある。</p> <p>(4) 新設</p> <p>1.4～1.6 略</p>

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正案 (R7.2.1 改正)	改正前
<p>1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日時点で、自社と3ヶ月以上の継続的な雇用関係を有すること。雇用期間の確認については、<u>住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。</u> <p>(3) 略</p> <p>(注1)～(注2) (ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、<u>雇用関係を確認できる書類の写し</u>および1級国家資格者証の写しと共に提出すること。</p> <p>(表-2) 略</p> <p>(4) 監理技術者等は、請負金額が <u>4,500</u> 万円（建築一式の場合は、<u>9,000</u> 万円以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。（建設業法第26条第3項）</p> <p>専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。</p> <p>例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。</p> <p>監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の</p>	<p>1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日で、自社と3ヶ月以上の継続的な雇用関係を有すること。雇用関係の確認については、健康保険証等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。なお、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出すること。 <p>(3) 略</p> <p>(注1)～(注2) (ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび1級国家資格者証の写しと共に提出すること。なお、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出すること。</p> <p>(表-2) 略</p> <p>(4) 監理技術者等は、請負金額が 4,000 万円（建築一式の場合は、8,000 万円以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。（建設業法第26条第3項）</p> <p>専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。</p> <p>例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第315号）により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。</p> <p>監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の</p>

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正案 (R7.2.1 改正)	改正前
<p>第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であり、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。</p> <p>なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。</p> <p>確認資料により申請された配置予定技術者が、県が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。</p> <p>なお、審査基準日において他の工事の現場代理人、監理技術者等または監理技術者補佐と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。（当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等）</p>	<p>第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であり、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。</p> <p>なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。</p> <p>確認資料により申請された配置予定技術者が、県が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。</p> <p>なお、審査基準日において他の工事の現場代理人、監理技術者等または監理技術者補佐と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。（当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等）</p>
<p>1 8 現場代理人について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。 <p>雇用の確認については、<u>住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書</u>の写し等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1 8 現場代理人について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日で、自社と3ヶ月以上の継続的な雇用関係を有すること。 <p>雇用関係の確認については、健康保険証等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。なお、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出すること。</p> <p>(3) 略</p>
<p>1 9 略</p>	<p>1 9 略</p>

一般競争入札公告共通事項 新旧対照表

改正案 (R7.2.1 改正)	改正前
<p>2 0 その他の技術者について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。 雇用の確認については、<u>住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書</u>の写し等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。 <p>2 1 経常建設共同企業体で入札参加する場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配置予定技術者について</p> <ul style="list-style-type: none"> 経常建設共同企業体の場合、各構成員が主任技術者を配置すること。 (下請金額の合計が <u>5,000</u> 万円 (建築一式工事の場合は、<u>8,000</u> 万円) <u>以上となる</u> 予定の場合は、代表者は監理技術者とする事。) <p>この場合、個別に公告で求める資格 (ex. 1 級土木施工管理技士等)、施工経験は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。</p> <p>ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格 (ex. 1 級土木施工管理技士等) と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p>2 2 ~ 2 3 略</p>	<p>2 0 その他の技術者について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。 雇用の確認については、健康保険証等で確認するので、確認資料とともに提出すること。なお、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施してから提出すること。 <p>2 1 経常建設共同企業体で入札参加する場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配置予定技術者について</p> <ul style="list-style-type: none"> 経常建設共同企業体の場合、各構成員が主任技術者を配置すること。 (下請金額の合計が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は、7,000 万円) を超える予定の場合は、代表者は監理技術者とする事。) <p>この場合、個別に公告で求める資格 (ex. 1 級土木施工管理技士等)、施工経験は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。</p> <p>ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格 (ex. 1 級土木施工管理技士等) と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p>2 2 ~ 2 3</p>